

平成25年度決算に基づく  
健全化判断比率等について

大網白里市

## 【目 次】

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| ○財政健全化法の趣旨・目的   | ・・・・・・・・・・1 |
| ○指標の種類          | ・・・・・・・・・・1 |
| ○基準を超えた場合       | ・・・・・・・・・・2 |
| ○各指標の対象となる会計、団体 | ・・・・・・・・・・3 |
| ○本町の各指標         | ・・・・・・・・・・4 |
| ○（参考）算定様式       | ・・・・・・・・・・9 |

## ○財政健全化法の趣旨・目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、平成19年6月に公布され、平成20年4月からの一部施行を経て、平成21年4月から全面施行されました。

この法律により、地方公共団体の財政の健全性に関する新たな指標が定められ、地方公共団体はその指標を算定し、監査に付したうえで議会に報告するとともに、住民のみなさんに公表することとされました。

また、それらの指標が基準を超えた場合、財政の早期健全化や再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経たうえで作成することが義務付けられ、それをもとに財政の健全化に取り組むこととなります。

これらの手続きを通じて、「地方公共団体の財政の健全化」を図ることがこの法律の目的です。

## ○指標の種類

大きく分けると（1）健全化判断比率と（2）資金不足比率の2つがあり、そのうち健全化判断比率は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標からなります。

### （1）健全化判断比率

#### ①実質赤字比率

社会福祉や保健衛生、まちづくり、教育等、どの地方公共団体でも通常行われる施策を計上する「一般会計等」の実質的な赤字の程度を表すための指標です。

#### ②連結実質赤字比率

すべての会計の黒字額または赤字額を合算し、地方公共団体全体としての実質的な赤字の程度を表すための指標です。

#### ③実質公債費比率

その年度における一般会計等の借入金の元利償還金（公債費）及び公営企業や関係一部事務組合の公債費のうち、市の一般会計等が負担しているものと認められる額（公債費に準ずる額）を合わせた、実質的な公債費の程度を表すための指標です。

#### ④将来負担比率

一般会計等の地方債現在高、公営企業や関係一部事務組合の地方債現在高のうち市の一般会計等が負担するものと認められる額、退職手当見込額など、現時点で考えられる、将来的に町が負担する負債などの総額の程度を表すための指標です。

### （2）資金不足比率

公営企業において、流動資産（現金・預金、未収金など）が流動負債（未払金、前受金など）に対して、どの程度不足しているかを表すための指標です。地方公営企業法非適用企業については、流動資産を歳入額、流動負債を歳出額にそれぞれ置き換えて計算します。

## ○基準を超えた場合

健全化判断比率には「早期健全化基準」及び「財政再生基準」、資金不足比率には「経営健全化基準」が設けられています。

健全化判断比率の4つの指標のうち、ひとつでも早期健全化基準を超えた場合、「早期健全化団体」となり、自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。具体的には、議会の議決を経たうえで「財政健全化計画」を策定し、住民のみなさんに公表します。また、その実施状況についても毎年度議会へ報告し、住民のみなさんに公表しなければなりません。

次に、将来負担比率を除く3つの指標のうち、ひとつでも財政再生基準を超えた場合、「財政再生団体」となり、国や県の関与による確実な再生に取り組まなければなりません。具体的には、財政健全化計画と同様、議会の議決を経たうえでの「財政再生計画」の策定、公表及びその実施状況の議会への報告、公表が義務付けられます。また、財政運営が計画に適合しないとされた場合などに、財政再生計画や予算の変更などの勧告を受けたり、計画が総務大臣の同意を得られない場合に起債が制限されたりします。

資金不足比率については、「経営健全化基準」を超えた場合、その公営企業は「経営健全化団体」となり、経営の健全化に取り組まなければなりません。具体的には、議会の議決を経たうえで「経営健全化計画」を策定し、住民のみなさんに公表します。また、その実施状況についても毎年度議会へ報告し、住民のみなさんに公表しなければなりません。

なお、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画を策定するにあたっては、あらかじめ、財政の健全化のために改善が必要な事務の執行について個別外部監査を受けなければなりません。

### 《早期健全化団体になると…》

- 財政健全化計画の策定、議会での議決、住民のみなさんへの公表
- 計画の実施状況の議会への報告、住民のみなさんへの公表

⇒自主的な改善努力による財政健全化へ

### 《財政再生団体になると…》

- 財政再生計画の策定、議会での議決、住民のみなさんへの公表
- 計画の実施状況の議会への報告、住民のみなさんへの公表
- 国による財政再生計画や予算の変更の勧告
- 計画が同意を得られない場合に起債の制限

⇒国や県の関与による確実な再生へ

### 《経営健全化団体になると…》

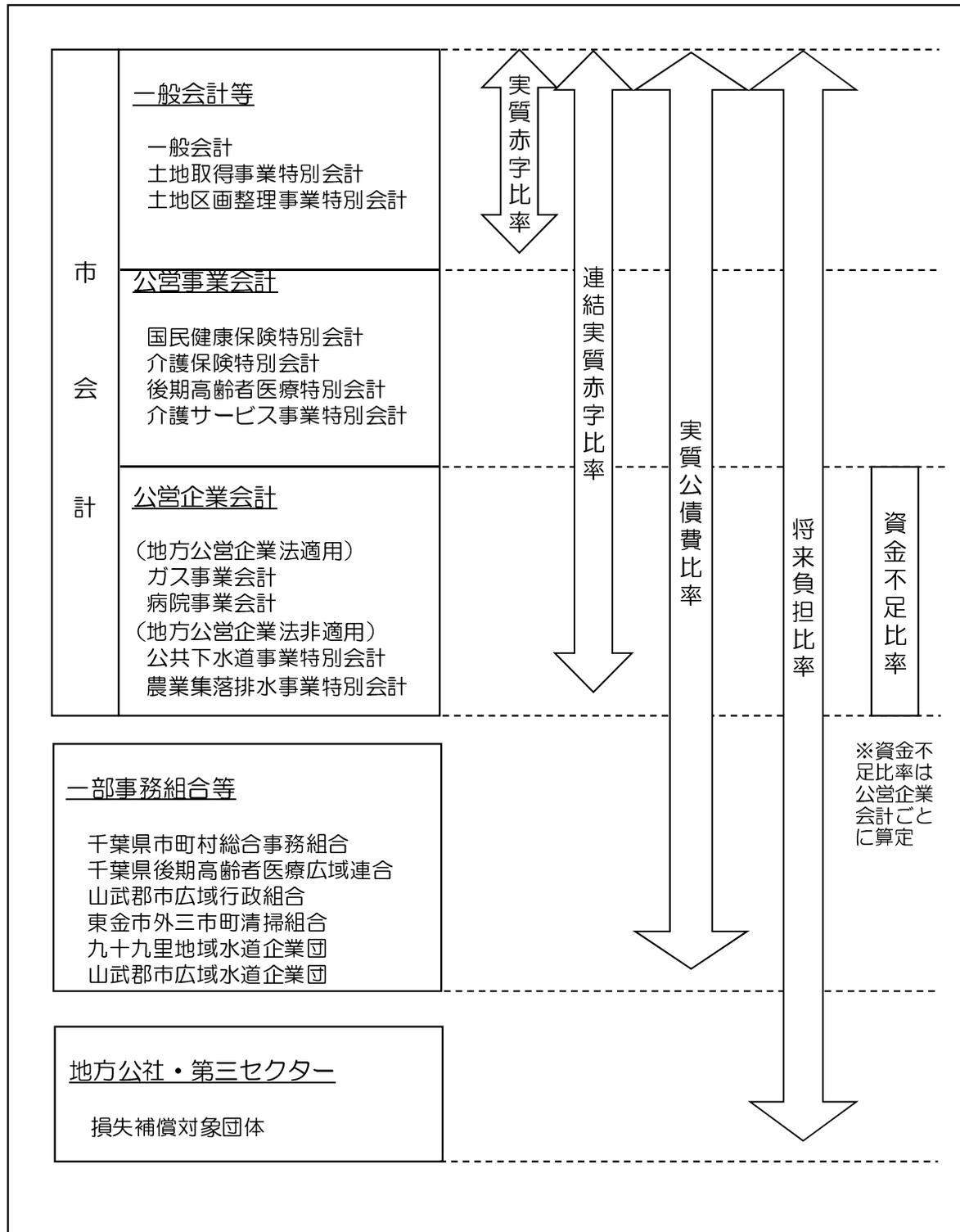
- 経営健全化計画の策定、議会での議決、住民のみなさんへの公表
- 計画の実施状況の議会への報告、住民のみなさんへの公表

⇒当該企業の経営健全化へ

※いずれの計画も策定にあたって個別外部監査が必要

## ○各指標の対象となる会計、団体

大網白里市の健全化判断比率、資金不足比率を算定する際に対象となる会計、団体を指標ごとに表すと、以下のとおりとなります。



## ○本市の各指標

### 1. 総括

#### (1) 健全化判断比率

(単位：%)

| 区 分      | 大網白里市比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 備 考              |
|----------|---------|---------|--------|------------------|
| 実質赤字比率   | —       | 13.42   | 20.00  | 実質収支 423,892千円   |
| 連結実質赤字比率 | —       | 18.42   | 30.00  | 実質収支 1,403,807千円 |
| 実質公債費比率  | 10.2    | 25.0    | 35.0   |                  |
| 将来負担比率   | 56.6    | 350.0   | —      |                  |

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載。

#### (参考)

(単位：%)

| 区 分      | 大網白里市比率 | 県平均（千葉市除く） | 県内都市平均 | 全国平均等                  |
|----------|---------|------------|--------|------------------------|
| 実質赤字比率   | —       | —          | —      | 実質赤字額がある団体は、全市区町村で2団体  |
| 連結実質赤字比率 | —       | —          | —      | 連結実質赤字額があるのは、全市区町村で6団体 |
| 実質公債費比率  | 10.2    | 7.6        | 7.2    | 市区町村平均 8.6%            |
| 将来負担比率   | 56.6    | 45.9       | 47.8   | 市区町村平均 51.0%           |

※総務省及び千葉県発表資料から

#### (2) 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称          | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 備 考             |
|------------------|--------|---------|-----------------|
| ガス事業会計           | —      | 20.0    | 資金剰余額 392,067千円 |
| 病院事業会計           | —      |         | 資金剰余額 345,427千円 |
| 公共下水道事業<br>特別会計  | —      |         | 実質収支額 13,490千円  |
| 農業集落排水事業<br>特別会計 | —      |         | 実質収支額 3,306千円   |

※資金不足額がない場合は「—」と記載。

#### 《指標の分析等》

大網白里市の平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も基準を下回っており、健全な状況にあると言えます。  
しかしながら、今後も厳しい財政運営となることが予想されることから、引き続き徹底した

## 2. 各比率の分析等

### (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率

【実質赤字比率】

(単位：％)

| 大網白里市 (H25) | 大網白里町 (H24) | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-------------|-------------|---------|--------|
| －           | －           | 13.42   | 20.00  |

【連結実質赤字比率】

(単位：％)

| 大網白里市 (H25) | 大網白里町 (H24) | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-------------|-------------|---------|--------|
| －           | －           | 18.42   | 30.00  |

(計算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）  
繰上充用額…歳入不足（赤字）のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額  
支払繰延額…実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額  
事業繰越額…実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
  - 標準財政規模＝地方公共団体が通常収入すると見込まれる経常一般財源の大きさ  
＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額  
標準税収入額等…普通交付税算定上定められた方法により計算した税や交付金等の収入見込額  
臨時財政対策債…地方交付税財源の不足のため、普通交付税の一部を振り替えて発行する地方債
- ※実質赤字額がない（＝黒字）の場合、比率は算定されません（「－」と記載）。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額＝（A＋B）－（C＋D）  
A…一般会計等及び公営事業会計のうち、実質赤字額が生じた会計の実質赤字額の合計  
B…公営企業会計のうち、資金不足額が生じた会計の資金不足額の合計  
C…一般会計等及び公営事業会計のうち、実質黒字額が生じた会計の実質黒字額の合計  
D…公営企業会計のうち、資金剰余額が生じた会計の資金剰余額の合計
- ※公営企業会計の資金不足額については、資金不足比率の箇所で説明します。  
※分子がマイナスとなる（＝黒字）の場合、比率は算定されません（「－」と記載）。

(2) 実質公債費比率

(単位：%)

| 大網白里市 (H25) | 大網白里町 (H24) | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-------------|-------------|---------|--------|
| 10.2        | 11.1        | 25.0    | 35.0   |

(計算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \quad \text{の3カ年平均}$$

- A…一般会計等の公債費（地方債元利償還金）  
一般会計等の借入金に係る元金と利息の返済金
- B…公債費に準じる額（準元利償還金）  
公営企業や関係一部事務組合の公債費のうち、市の一般会計等が負担しているものと認められる額など、一般会計等の公債費に準じるもの
- C…特定財源  
地方債元利償還金に充てるべき歳入であることが合理的に説明できる額
- D…元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
地方債の元利償還金・準元利償還金のうち、普通交付税で措置されている額  
(普通交付税で措置されている分については実質公債費比率算定上控除する)
- E…標準財政規模

※計算式を実質公債費比率の算定様式（11ページ）に当てはめると

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7}) - (\textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12} + \textcircled{13} + \textcircled{14} + \textcircled{18})}{(\textcircled{15} + \textcircled{16} + \textcircled{17}) - (\textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12} + \textcircled{13} + \textcircled{14} + \textcircled{18})}$$

の3カ年平均となります。

(3) 将来負担比率

(単位：%)

| 大網白里市 (H25) | 大網白里町 (H24) | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-------------|-------------|---------|--------|
| 56.6        | 55.4        | 350.0   | —      |

(計算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A・・・将来負担額  
現時点で考えられる、将来的に市が負担する負債などの総額で、以下の①～⑦の合計額
  - ①一般会計等の前年度末地方債現在高
  - ②債務負担行為に基づく支出予定額  
(契約相手方の履行が完了し、後年度に支払義務を負っている額などのこと)
  - ③公営企業や関係一部事務組合の前年度末地方債現在高のうち、市の一般会計等が負担するものと認められる額
  - ④全職員の退職手当負担見込額のうち、一般会計等が負担するものと認められる額
  - ⑤市が設立した法人の負債額や、その法人のために債務を負担している場合の当該債務のうち市の一般会計等が負担するものと認められる額 (本町該当なし)
  - ⑥連結実質赤字額 (本町該当なし)
  - ⑦関係一部事務組合の連結実質赤字額のうち、市の一般会計等が負担するものと認められる額 (本町該当なし)
- B・・・充当可能基金額  
将来負担額の①～⑤に充てることができる基金の残高
- C・・・特定財源見込額  
将来負担額の①～③に充てるべき歳入であることが合理的に説明できる額
- D・・・地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額  
将来負担額の①、③のうち、普通交付税で措置されることが見込まれる額  
(普通交付税で措置されると見込まれる分については将来負担比率算定上控除する)
- E・・・標準財政規模
- F・・・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
(普通交付税で措置される分については将来負担比率算定上控除する)

(4) 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称      | 資金不足比率 (H25) | 資金不足比率 (H24) | 経営健全化基準 |
|--------------|--------------|--------------|---------|
| ガス事業会計       | —            | —            | 20.0    |
| 病院事業会計       | —            | —            |         |
| 公共下水道事業特別会計  | —            | —            |         |
| 農業集落排水事業特別会計 | —            | —            |         |

(計算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【地方公営企業法適用企業（ガス事業会計、病院事業会計）】

- 資金不足額 = (A+B-C) - D
  - A…流動負債  
一年以内に償還しなければならない短期の負債 未払金や前受金、買掛金など
  - B…建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高  
退職手当債などの、いわゆる赤字地方債の平成24年度末現在高（本市該当なし）
  - C…流動資産  
現金及び比較的短期間のうちに現金に変えることのできる資産 現金・預金、未収金など
  - D…解消可能資金不足額  
事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じるなどの事情により  
資金の不足額から控除できる額（市町は資金不足額が生じていないため算定の必要なし）
- 事業の規模 = E-F
  - E…営業収益  
営業に直接関連して生じた期間収益
  - F…受託工事収益  
依頼を受けて行った工事に係る収益

【地方公営企業法非適用企業（公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）】

- 資金不足額 = (A+B-C) - D
  - A…歳出総額
  - B…建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
  - C…歳入総額
  - D…解消可能資金不足額
- 事業の規模 = E-F
  - E…営業収益に相当する収入の額
  - F…受託工事収益に相当する収入の額